

平成 29 年度模擬裁判が行われました

県立高校改革（I期）指定事業 教育課程研究開発校 新科目「公共」に係る研究の一環として、3月13・15日に神奈川県弁護士会と連携した模擬裁判を実施しました。この取組には7名の弁護士の方々にご協力いただき、シナリオ朗読劇型の模擬裁判とは視点を変えた、「事実を踏まえた論拠に基づく、論告・弁論の作成」を行いました。この活動は、適正手続の重要性について理解を深め、論拠を基にして議論をする力を身につけることをねらいとしました。



授業の目標

- 事実を基にして、多面的・多角的な視点から考察する力を身につける。
- 合意形成等を視野に入れ、他者と協働しながら、構想したことの妥当性や効果、実現可能性などを指標にしつつ、論拠を基にして議論をする力を身につける。
- 事案の検討を通して、各原則が定められている意義について考察する力を身につけ、裁判が適正な手続きに則って行われることで、公平さや公正さが保障されることを理解する。

授業計画(全6時間)

1 時間目

刑事手続の流れ／刑事手続の原則／論理モデルについて

2 時間目

論理モデル（ツールミンモデル）演習／資料の読み込み

※資料の読み込みを踏まえて、検察官・弁護士のどちらの立場に近いかを決め、事実に基づく論拠を考える。【宿題】

3 時間目

検察官グループ・弁護士グループごとに事実・論拠の共有

4 時間目

「論告」・「弁論」の作成

5 時間目

「論告」・「弁論」の発表／発表を踏まえたディスカッション

6 時間目

振り返り／論理モデル（ツールミンモデル）の復習

事件のあらましと模擬裁判の様子

＜扱った事件のあらまし＞

PCを用いて父親の頭部を殴りつけた息子に殺意があった（殺人未遂罪）のか、殺意がなかったのか（傷害罪）について争われた。

＜模擬裁判の様子＞

生徒による「論告」・「弁論」の発表を受けて、弁護士の方々からは、取り上げた事実がどのような論拠に基づいて主張を支えているのか、事実を別の角度から見ると何が見えてくるのかなどについて問いかけられました。これに対して、生徒はこれまで取り組んできたワークシートや資料などを活用しながら意見を出し合い、議論を深めました。

その後、発表された「論告」・「弁論」に「反証」を加える形で、事件について多角的に検討しました。最後に、模擬裁判を通して学んだことが、社会の様々な場面で生きていくことになるというまとめがあり、模擬裁判は終了しました。



授業にご協力いただいた弁護士の方々

- 村松 剛 弁護士（佐藤・村松法律事務所）
- 堀本 久美子 弁護士（アスカ横浜法律事務所）
- 村松 謙 弁護士（小田原三の丸法律事務所）
- 入坂 剛太 弁護士（上大岡中央法律事務所）
- 高井 英城 弁護士（高井佳江子法律事務所）
- 土井川 哲也 弁護士（山本安志法律事務所）
- 須藤 公太 弁護士（須藤法律事務所）